

新潟市告示第 5 0 6 号

道路区域の変更について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 1 8 条第 1 項の規定に基づき，道路区域を次のように変更する。

なお，関係図面は告示の日から 2 週間新潟市土木部土木総務課及び新潟市東区建設課において，一般の縦覧に供する。

平成 1 9 年 7 月 5 日

新潟市長 篠 田 昭

道路の 種 類	路 線 名	区 間	変 更 前後別	敷 地 の	
				幅員 (m)	延長(m)
市道	東 1 - 5 9 号線	新潟市東区臨港町 3 丁目 4914 番 207 地先から	前	3.9 ~ 6.5	16.1
		新潟市東区臨港町 3 丁目 4914 番 212 地先まで	後	7.1 ~ 7.3	16.1